

札幌提第 10329-1 号
令和 3 年(2021 年)10 月 7 日

発熱者等診療検査・医療機関 管理者 各位

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

**「発熱者等診療・検査医療機関」が行う外来診療にかかる二類感染症患者入院診療加算
算定のための自治体ホームページ公表について（依頼）**

時下、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただき、また、本市の保健医療行政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）」（令和 3 年 9 月 28 日厚生労働省保健局医療課事務連絡）が発出され、令和 4 年 3 月 31 日までの間、都道府県が指定する「発熱者等診療・検査医療機関」（以下、「診療・検査医療機関」という。）が対応時間内に行う外来診療について、自治体のホームページで公表が行われていること等を要件として二類感染症患者入院診療加算（250 点）が算定可能となる旨が示されたところです。

つきましては、当該加算の算定に際して以下のとおり意向調査を実施しますので、御希望の際は別紙「診療・検査医療機関調査票」を御提出いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 提出書類

ホームページ公表の可否について、別紙調査票により御回答をお願いいたします。

なお、診療・検査医療機関の登録内容に変更がある場合は、同調査票により、あわせて御回答をお願いいたします。

2 提出方法

電子メールまたは FAX での回答をお願いします。

なお、電子メールによる提出を推奨しております。御提出の際、件名は「発熱者等診療・検査医療機関にかかる申請」とし、申請書のデータを添付のうえ送信願います。

様式データは以下の URL にて掲載しております。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/3/questionnaire.html>

※ 本市ホームページにて「発熱外来について（令和 3 年度）」とキーワード検索していただくことによりアクセス可能です。

3 提出期限

令和3年10月15日（金）

※提出期限以後も、随時受付をいたします。

4 公表されるページについて

北海道庁ホームページ及び札幌市ホームページにて公表されます。

それぞれ、下記記載の URL または QR コードからアクセス可能です。

(1) 北海道 HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasoudantoiawase.html>



(2) 札幌市 HP

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/hatsunetsugairai.html>



5 診療・検査医療機関の指定要件について

北海道の定める「発熱者等診療・検査医機関指定要綱」のとおりです。

なお、現在#7119等からの紹介による患者の診療・検査を行っていない場合は、是非とも対応いただきたく、御検討の程よろしくお願いいたします。

6 添付資料

- (1) 発熱者等診療・検査医機関指定要綱 …別添 1
- (2) 診療・検査医療機関に対する各種支援策 …別添 2

7 参考資料（リンク先からご覧ください）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf> （厚生労働省 HP）

担当：札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課

E mail: kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

TEL 011-633-0738 FAX 622-5168